

(4) 各国の送出手続きやルール

我が国と特定技能に係る MOC（二国間協力覚書）を作成した国において、特定技能外国人の送出手続は国ごとに違い、またそれぞれに特色があります。例えば、相手国内の法律やその他規定に基づく所定の手続を得る必要がある国や、送出しの証明書等を必要とする国などがあります。なお、特定技能外国人の受入れには、必ずしも MOC 締結が要件とはなっていません。

詳しくは、出入国在留管理庁のホームページや特定技能ガイドブック、各国大使館などの最新情報をご確認ください。

<出入国在留管理庁 特定技能に関する二国間の協力覚書>

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html



※各国における手続きのフローチャートや解説が掲載されています。

送出手続早見表

- 直接採用活動を行うほか、受入れ機関は、駐日ネパール大使館に求人申込を提出することも可能（有料）
- 日本に入国する際、海外労働許可証を取得する。



NEPAL

- モンゴル労働・社会保障省労働福祉サービス庁への登録が必要
- 受入れ機関は同庁と双務契約を結ぶ（モンゴルから新たに受け入れる場合のみ）。

MONGOLIA

MYANMAR

- 認定送出機関を通じて求人票の提出などの採用活動を行う（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ）。
- 特定技能外国人本人が、海外労働身分証明カードを取得する（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ）。
- 特定技能外国人本人が、在日ミャンマー大使館でパスポートの更新を行う（日本に在留する方のみ）。



INDIA

CHINA

MONGOLIA

NEPAL

LAOS

THAILAND

CAMBODIA

MYANMAR (BURMA)

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

JAPAN

SOUTH KOREA

NORTH KOREA

INDONESIA

PHILIPPINES

(1) 制度に関する相談

Q 1. 制度全般について、いろいろと勉強したい。特定技能などの外国人材受入れに関する、テキストやパンフレットはありますか？

A 1. このマニュアル以外に、次のような資料がインターネットで公表されていますので、参考にしてください。また、特定技能制度に関して、出入国在留管理庁や農林水産省、全国農業会議所の関係ホームページで、最新情報を確認してください。そのほか、専用の相談窓口もあるのでご活用ください。

①◆出入国在留管理庁の関係ページ

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html

②◆特定技能ガイドブック（出入国在留管理庁）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

③◆農林水産省の関係ページ

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html>

④◆特定技能外国人の受入れにあたって押さえるべきポイント（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-27.pdf>

⑤◆全国農業会議所の関係ページ

<https://asat-nca.jp/casestudy/>

⑥◆総合的な相談窓口（FRESC）

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

⑦◆農業分野の相談窓口（㈱ JTB）

<https://www.lapita.jp/sghr/maff/agriculture/>



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦

Q 2. 特定技能外国人を雇用したら、「農業特定技能協議会」への加入が必要とされていますが、費用や手続きについて教えてください。

A 2. 農業分野で特定技能外国人を雇用したら、4 か月以内に農業特定技能協議会に加入しなければなりません。加入には費用はかかりません。

以下の農林水産省ホームページの入会申込フォームを参照し、所属機関が加入手続きをしてください。なお、支援業務の実施を委託している登録支援機関等、第三者による代理申請も可能です。

【個人用入会申込フォーム】

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/nyuukaikojin.html>



【法人用入会申込フォーム】

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/nyuukaihoujin.html>



Q 3. 耕種農業を営む農業者が、畜産農業全般の試験を合格又は技能実習 2 号の良好修了者、3 号の修了者である外国人材を雇用することはできますか。

A 3. 農業では耕種農業全般と畜産農業全般に区分し、それぞれの技能要件を備えた外国人材を受け入れることが可能となっています。そのため、畜産農業の経験を有する外国人材が耕種農業の業務に従事するためには、耕種農業の技能要件を備える必要があります。よって、耕種農業全般の農業技能測定試験に合格すれば、受け入れることが可能となります。

Q 4. 飼料用作物と肉牛繁殖など、耕種・畜産の 2 部門を営んでいる農家が特定技能外国人を雇用したい。耕種・畜産どちらの職種でも雇用できますか？

A 4. 例えば、家畜の飼養管理が主で飼料作物生産も行う場合は、畜産農業で受け入れ、関連業務として付随的に飼料作物生産を行うこととなります（日本人従業員が、通常、家畜の飼養管理の業務に併せて飼料作物生産の業務にも従事している場合に限ります）。

Q 5. 農業では派遣形態の雇用が認められていますが、雇用主は派遣元事業者となりますか？ また派遣元事業者となるためにはどのような要件を満たしている必要がありますか。

A 5. 雇用主は派遣元事業者です。派遣事業者の要件は、農業関係の業務を行っているなど以下要件のいずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上適当と認められることが必要です。

- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
- ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
- ③ ①の役職員若しくは地方公共団体の職員が役員となっている事業主又は①若しくは地方公共団体が業務執行に実質的に関与していると認められる事業者
- ④ 国家戦略特別区域法第 16 条の 5 第 1 項に規定する特定機関（国家戦略特区で農業支援外国人受入事業を実施している事業者）

(2) 支援体制や支援計画に関する相談

Q 1. 所属機関が満たすべき支援体制の中に、過去 2 年間の支援責任者や支援担当者を選任していることとあります。特定技能外国人を始めて雇用する場合は、契約する登録支援機関が対応すればよいですか？

A 1. 本来の支援体制は、原則として、所属機関に求められます。しかし、個人経営農家等では厳しい部分もあるので、支援業務の実施について、その一部又は全部を登録支援機関に委託することができ、全部を委託した場合は、その所属機関は、支援体制ありと認められます（一部のみを委託した場合、引き続き、所属機関に支援体制があることを求められることに御留意ください。）。

Q 2. 外国人材の受入れに当たり、住居の確保が課題となっています。優良事例など紹介してください。

A 2. 職場やコンビニへの距離など利便性の確保、個室によるプライバシーの確保、Wi-Fi 環境の整備、宿舍を新築したなどの事例があります。また、住居環境は事前に説明して特定技能外国人の納得を得ることがトラブル回避につながります。

(3) 雇用や労務管理及び転職に関する相談

Q 3. 賃金設定のガイドラインがあれば、教えてください。

A 3. 特定技能外国人の報酬額は、日本人が同等の業務に従事する場合の報酬額と同等以上であることが求められます。

同等以上であることとは、所属機関に賃金規定がある場合はそれに基づいて判断します。賃金規定がない場合は、特定技能外国人と同等又は近しい業務に従事する日本人従業員と比較するなどして判断されます。

詳しくは、特定技能ガイドブック（出入国在留管理庁）の「よくある質問」に記載されていますので、参考にしてください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>



Q 4. 特定技能では、36（さぶろく）協定の届出は必要ないと考えてよいですか？

A 4. 農業では、労働基準法において時間管理・休憩・休日等の規定など一部適用除外があります。特定技能では、日本人と同等の雇用契約となっていますので、36 協定の締結や届出は不要です。しかし、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定いただくようお願いします。

Q 5. 農繁期は労働時間を多く設定して、農閑期は少なく設定することができますか。

その場合の手順や注意することは何ですか。

A 5. 繁忙期は労働時間を多くし閑散期は少なく設定する、いわゆる「変形労働時間制」を準用することは可能です。

例えば 1 年単位の変形労働時間制は、対象期間（その期間を平均し 1 週間当たりの労働時間が 40 時間を超えない範囲内において労働させる期間をいう）が、1 ヶ月を超え 1 年以内の期間とする制度です。

活用にあたっては、労働基準監督署への届出が必要ですが、農業においては労働時間関係が適用除外なので、「1 年単位の変形労働時間制」自体も適用除外となり、監督署への届出は不要です。

Q 6. 長野県の高原地帯などでは、夏場しか雇用期間ができません。これらの所属機関で働いた特定技能外国人は、どのようにすれば複数地域で働くことができますか？

A 6. 特定技能ではフルタイム雇用となっており、同時に複数の雇用契約はできません。したがって、従前の所属機関との雇用契約終了後、新たな雇用先と雇用契約を締結し、特定技能外国人の住居地を管轄する各地方入管局で許可を受ければ、次の所属機関で働くことができます。

また、派遣契約では、同一派遣元事業者には雇用された特定技能外国人は、同事業者が契約している複数の雇用先で就労できます。

Q 7. 今まで技能実習で受け入れていた外国人材を、1 年間は派遣を受けることはできないのですか？

A 7. 労働者派遣法において、派遣先は労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して 1 年を経過する日までの間は、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないとあります。したがって同人を派遣してもらう場合は、1 年間開けてください。

Q 8. 耕種農業の特定技能で就労している人が、転職する場合には、どのような手順ですか。また受け入れていた所属機関は、何か支援する必要がありますか？

A 8. 同じ耕種農業分野であれば、現在の雇用契約が終了した後に、別の就職先と雇用契約を結んで就職することは可能です。

ただし、畜産農業に職種が変わる場合は、畜産農業の技能試験に合格することが必要です。受入れ側の事情で、特定技能外国人が転職しなければならない場合は、一緒に転職先を探すなどの支援が必要です。

(4) 農業技能測定試験に関する相談

Q 1. 日本国内にいる外国人が、農業技能測定試験を受けたい。国内試験の実施予定表を見ているが、どのような手続きで受験できますか？

A 1. 試験の申込サイトで受験の予約をしてください。予約するために必要な ID を取得し、受験したい日程と会場を選択して受験料を決済すれば予約完了です。

具体的には、申込サイトに掲載しているユーザーガイドをご覧ください。

<http://ac.prometric-jp.com/testlist/agriculture/index.html>



Q 2. 酪農の育成牛肥育を経験した外国人材がいますが、技能測定試験を受けて特定技能の在留資格取得を検討しています。畜産農業全般との試験ですが、養豚や養鶏などの分野も出題されるのですか。

A 2. 農業分野の特定技能では、耕種農業全般と畜産農業全般の 2 区分となっているので、幅広く出題されます。全国農業会議所の試験公式サイトに学習用テキストを掲載しているので、参考にしてください。

<https://asat-nca.jp/>



Q 3. 技能実習 2 号を修了し、施設園芸（キノコ栽培）で技能実習評価試験の専門級試験合格者がいます。技能試験と日本語試験は免除で、耕種農業の特定技能の資格申請ができますか？

A 3. 可能です。

Q 4. 塗装業で技能実習 2 号を良好に修了して帰国している外国人がいます。

農業技能測定試験は日本語で受験できますか？また、別途日本語能力の水準を満たす試験を受けなければなりませんか？

A 4. 農業技能測定試験はコンピューター上で受験する試験で、複数の言語で試験を配信しています。予約時に英語、日本語、ほか各種言語を選択できます。

農業以外の分野で技能実習 2 号を良好に修了しているので、別途日本語能力の試験は免除されます。

Q 5. 縫製分野で 1 年 8 カ月を実習していた中国人実習生が、実習先の倒産により、特定活動で在留して農業で仕事しています。この人は、農業の特定技能測定試験は受験できますか？

A 5. 在留資格を有して日本に滞在している外国人ならば、受験できます。

Q 6. 特定技能を申請するには、技能実習のどの級の合格が必要ですか。その場合は、学科試験も実技試験も合格が必要ですか。日本語試験については、どうなりますか？

A 6. 専門級試験の実技試験合格が求められます。

どの分野の技能実習であれ、技能実習 2 号の良好修了者又は 3 号の修了者であれば、日本語試験は免除されます。

(5) リクルート法やマッチングについての相談

Q 1. 農業の特定技能測定試験に合格したが、求職活動をどのようにすればよいか外国人材から問い合わせがあります。求職活動をする技能測定試験合格者の外国人材と、求人を希望する農家等とのマッチングは、農業分野ではどのように進めていくのですか？

A 1. 試験合格者が求職活動を行いやすいように、外国人材を求める日本の農家等の求人情報を提供するウェブサイトが稼働しています。

<https://asat-nca.jp/job/login/>



また、入管庁がマッチングイベントを定期的に行っているため、確認してください。

(6) 受入れ後の書類報告など

Q 1. 登録支援機関等の団体を通じての受け入れた場合と、直接受け入れた場合の提出しなければならない書類の有無をわかりやすく示したものはありますか？

A 1. 省令に定める在留申請書類などの省令様式と、外国人材の履歴書や雇用契約書等及び受入れ機関の概要書などの運用要領に定める参考様式、及び保険や年金、租税に係る添付書類に分類されるので、運用要領にある各様式一覧で確認してください。

事例調査に見る 先進的な受入れ事例の紹介

(1) 先進的な受入れ事例

全国農業会議所では、令和2年度農林水産省補助事業として、特定技能外国人受入の優良事例の調査・集計を行いました。その中から10機関11事例を対象に、現地調査等を実施しました。令和3年度も実施しています。

その集計の全容は、以下のリンクにて検索できますので、ご参照ください。

https://www.nca.or.jp/upload/r2_tokuteiginou_jirei.pdf



(2) 先進的な受入れ機関の声 (2020年度、アンケート調査より)

※カッコ内の数値は回答数、回答した機関の総数は84

- 受入れ機関側が受入れにあたって期待したことでは、人手不足の解消(66)と、外国人材の活躍に期待して(55)に二分され、即戦力として期待していることがわかります。
- また外国人材側が期待したと思われることは、日本での就労希望があり(73)、高賃金にも期待している(30)などです。
- ほとんどが技能実習2号や3号の修了者で、帰国実習生を含め2号修了者(80)が大半を占めています。試験合格者ルートも複数機関(5)存在し、国家戦略特区での農業支援人材からの移行(1)もありました。
- リクルート方法では、監理団体や登録支援機関から紹介を受けた事例(44)が多い中、自前でリクルートした機関(19)も一定数ありました。
- すべてが直接雇用(84)となっていますが、実態は農業者の直接雇用が9割で、派遣が1割程度になると考えられます。
- 雇用期間は、大半が特定技能制度の最大5年まで雇用したいと考えていますが、とりあえず1年間とした機関(39)と、3～5年間の連続雇用とした機関(37)に二分されます。
- 支援計画は8割以上が登録支援機関で作成(68)していますが、所属機関自らが作成(11)した例も一定程度あります。その中でも、給与や労働などの雇用条件、税金や年金加入等については、特に力点を置いて説明しています。
- 用意した住環境では、職場から近隣でかつ日常生活に必要なスーパー等の距離などを重視して決めています。さらに、Wi-Fi設備環境を整え、プライバシーの確保や生活備品の充実も図っています。
- 時給制か月給制かでは、時給(39)と月給(36)が半々となっています。技能実習生より高い賃金が設定されています。
- 労働時間で気を付けていることは、適切な労働時間管理に努める一方、外国人材側ができるだけ多く働きたいとの要望に対し抑制している一面もあります。
- 1か月の休日は4～5日が大半でしたが、プライベートな時間として余計な介入はしないこ

とを基本にしています。

- 1日の休憩時間は1.5時間が多くありましたが、安全面や衛生面での定期や随時の指導を実施し、基本的には危険な作業はさせないとの方針が多い中、慣れによる危険性への対策を徹底しています。
- キャリアアップや能力向上の仕組みがあるや導入を考え、具体的には、作業員からリーダーや指導員及びマネジャーなどで、直接雇用・派遣とも、能力に応じて昇格・昇給を考えています。
- 賃金昇給の導入については45機関に昇り、その仕組みや導入を検討しています。具体的には、定期昇給を基本としながらも、自動車運転免許取得や大型機械の資格取得など、能力に応じた手当の支給やボーナスの支給などがありました。
- 賃金以外の手当がある機関も多く(35)、皆勤手当、技能手当、通勤手当、リーダー手当など、様々な手当や現物支給等を考えています。
- また技能実習からの移行に際し、すべてが賃金を引き上げていました。
- 労働力アップにつながった(74)、その結果、職場活性化(37)や規模拡大(31)となり、そしてイメージ向上(14)、売上増加(13)したとなっています。
- 帰国者とは、相互訪問等の交流を企画している機関(36)のほか、一部には事業提携を模索している機関(4)もあります。
- 今後は、特定技能外国人を増やしていく機関(64)が圧倒的に多く、その意向がない(4)とした機関は少なかったです。
- 特定技能外国人材を増やす理由としては、日本人労働者の確保が難しい中、スキルや意欲のある外国人材を、即戦力として積極的に活用していくとの姿勢が見られます。

(3) 特定技能外国人の声(2020年度、現地調査より)

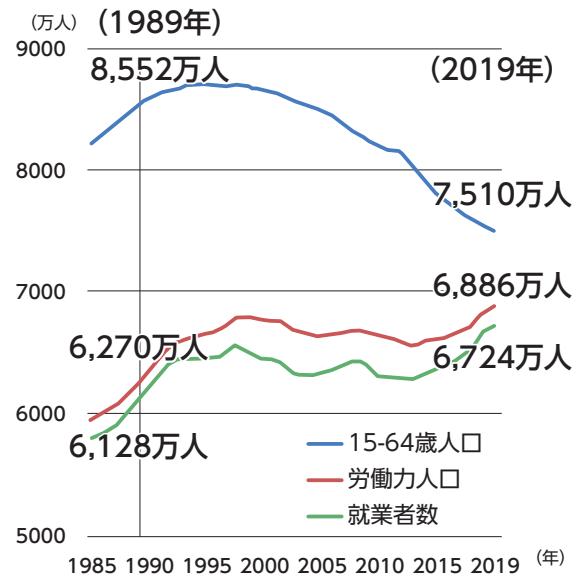
- 日本人の働き方を学びたい。ヒヨコを拾う作業は楽しく、ベトナムでも同じ仕事をしたいと思っている。5年でも10年でも働きたい(ベトナム人男性、畜産農業、福島県)。
- 日本での労働や生活には満足している。日本で自動車免許を取らせてもらい、これからの車を使った生活に期待している(ベトナム人女性、畜産農業、福島県)。
- 仕事はすべて覚え、楽しんで仕事している。給料にも満足しています(ベトナム人女性、畜産農業、北海道)。
- 仕事も生活も問題なく満足している。将来は、先生になることを考えている。姉が日本に在住していることもあり、これからも日本に長く住みたい(ベトナム人女性、畜産農業、北海道)。
- 仕事も生活も問題なく満足している。二人とも子供が成長していて、たびたび連絡を取っているので、安心している(中国人男性 & 女性、畜産農業、茨城県)。
- お金のため、家族のため、最低5年間はがんばる。仕事は楽しい。生活や給与には満足、給与は家族に仕送り(インドネシア人男性、耕種農業、沖縄県)。
- 帰国したら若者に農業を教えたい。農業での社長になりたい(インドネシア人男性、耕種農業、沖縄県)。

【参考資料】 労働力事情と出入国在留管理制度

（１）我が国の労働力の推移

① 我が国の労働力の推移

労働力人口・就業者数の推移



出典：令和２年版厚生労働白書

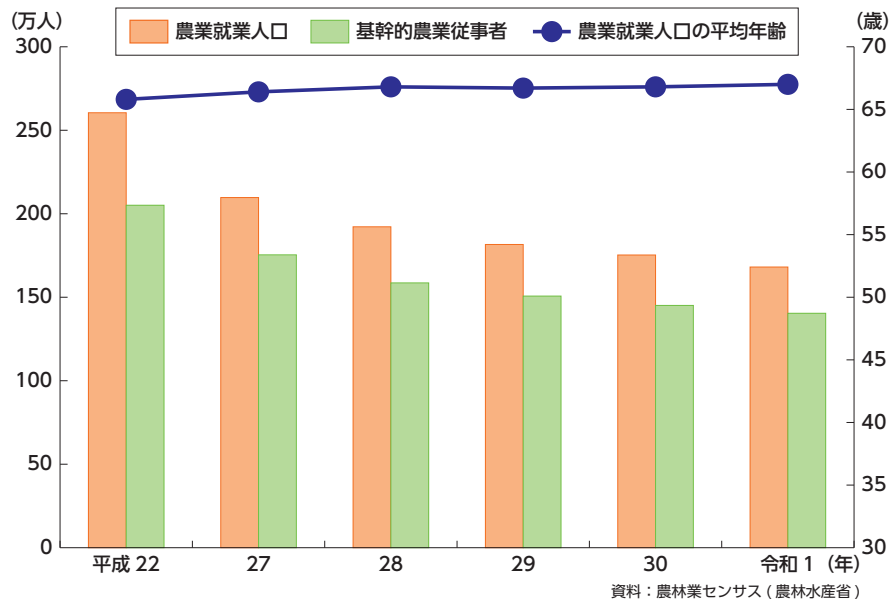
我が国の生産年齢人口（15歳から65歳未満）の推移は、1989年からの30年間で、約1000万人減少しています（厚生労働白書）。

一方で、労働力人口と就業者数は、横ばいかやや増加になっています。このことは、生産年齢人口が減少になっても、主婦や高齢者及び外国人労働者等の多様な労働力が増え、労働力人口を支えていることを示しています。

（２）農業労働力状況と外国人労働者

① 農業労働力状況

我が国の農業労働力状況は、農林業センサス（農林水産省）のグラフにある通り、農業就業人口も基幹的農業従事者数も年々減っており、反面その平均年齢は着実に高齢化しています。

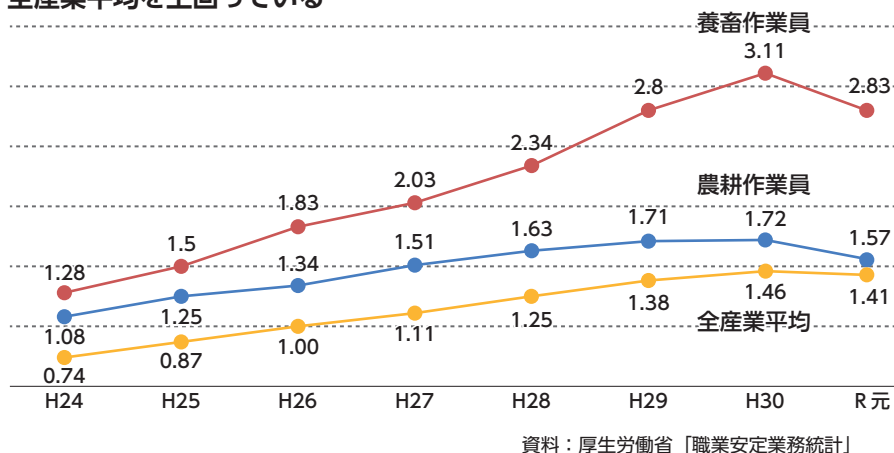


注1：「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日1年間に農業の身に従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農家の従事日数が多い者をいう。
 注2：「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「主に自営農業」の者をいう。

その一方で、農業の雇用労働者数は増えており、農業の有効求人倍率は全産業の平均を上回り、農業分野の人手不足が他産業より厳しいことを示しています。令和2年度の農業就業人口は160万人となるなど、一層厳しい労働環境となっています。

農畜産業分野の有効求人倍率（有効求人者数に対しての有効求職者数の比率）

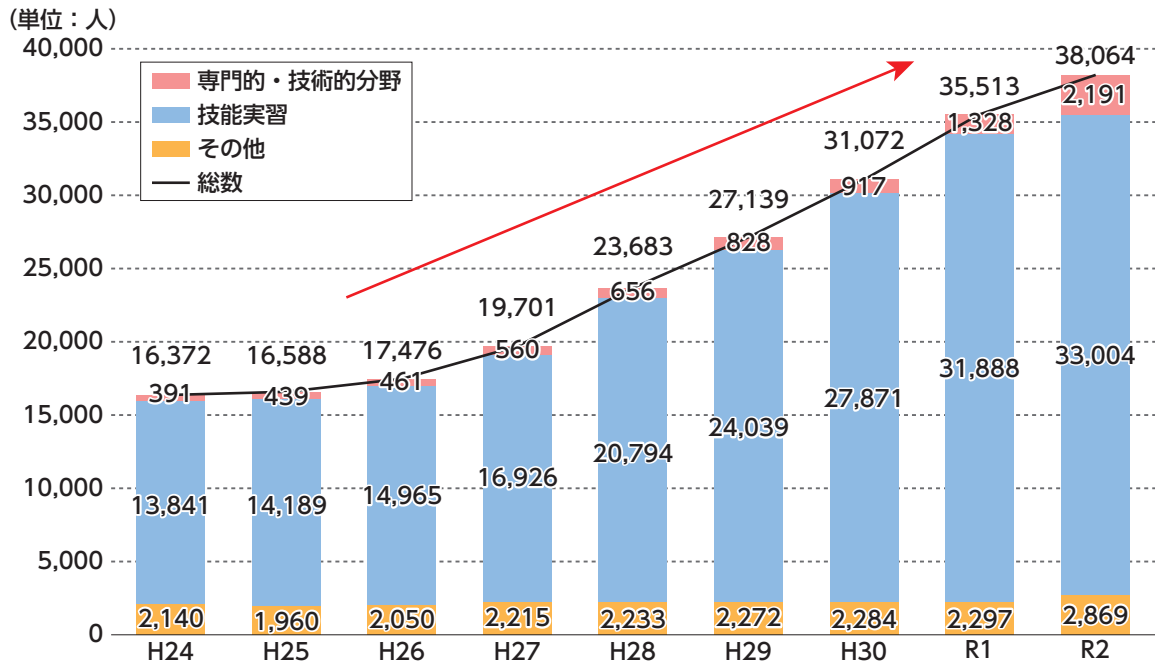
農畜産業分野の有効求人倍率は、
全産業平均を上回っている



② 農業の外国人労働者

このような人手不足の中、日本には172万人の外国人労働者がいます（厚生労働省、令和2年10月末）が、そのうち農業分野には約3.8万人の外国人労働者が農業の生産現場で働いており、この数年で倍以上に増えました。昨年はコロナショックで停滞しましたが、この増加傾向は着実に進んでおり、長期的にも続くものと思われます。

- 農業分野の外国人労働者数は、この5年で2倍に
- 増加のほとんどが技能実習



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末日現在）

（３）出入国在留管理制度

我が国の「出入国管理及び難民認定法（いわゆる入管法）」の骨子は、第一章から第九章まで構成され、入国や在留及び出国、さらに難民認定について規定しています。

なお、我が国では、専門的・技術的分野の人材は積極的に受け入れ、それ以外の分野では様々な検討を要するというのが、外国人受入れの基本的な方針です。一方、入管法に定められた一定の事由に該当する者については、退去強制手続が行われることとなります。

出入国管理及び難民認定法の骨子

章、節	項 目	条 文
第一章	総則	第一条～第二条の五
第二章	入国及び上陸	
第一節	外国人の入国	第三条
第二節	外国人の上陸	第四条～第五条の二
第三章	上陸の手續	
第一節	上陸のための審査	第六条～第九条の二
第二節	口頭審理及び異議の申出	第十条～第十二条
第三節	仮上陸等	第十三条・第十三条の二
第四節	上陸の特例	第十四条～第十八条の二
第四章	在留及び出国	
第一節	在留	
第一款	在留中の活動	第十九条・第十九条の二
第二款	中長期の在留	第十九条の三～第十九条の三十七
第二節	在留資格の変更及び取消し等	第二十条～第二十二条の五
第三節	在留の条件	第二十三条～第二十四条の三
第四節	出国	第二十五条～第二十六条の三
第五章	退去強制の手續	
第一節	違反審査	第二十七条～第三十八条
第二節	収容	第三十九条～第四十四条
第三節	審査、口頭審理及び異議の申出	第四十五条～第五十条
第四節	退去強制令書の執行	第五十一条～第五十三条
第五節	仮放免	第五十四条・第五十五条
第五章の二	出国命令	第五十五条の二～第五十五条の六
第六章	船舶等の長及び運送業者の責任	第五十六条～第五十九条
第六章の二	事実の調査	第五十九条の二
第七章	日本人の出国及び帰国	第六十条・第六十一条
第七章の二	難民の認定等	第六十一条の二～第六十一条の二の十四
第八章	補則	第六十一条の三～第六十九条の三
第九章	罰則	第七十条～第七十八条

附則

（４）在留資格

在留資格とは、外国人が日本に滞在して活動できる範囲や期間を定めた資格であり、法務省から出されるいわば許可証といえます。

在留資格は 29 種類に分類され、そのうち就労が認められる 23 の在留資格のうち、活動制限がある 19 資格（ブルー色）と、活動制限のない定住者などの身分地位に基づく 4 資格（グリーン色）があります。就労が認められないのは、留学などの 5 資格（茶色）ですが、出入国在留管理庁から資格外活動の許可を受けた場合のみ、その範囲での就労は認められます。なお、特定活動という在留資格は、個々には何十にも分類されます。

在留資格（外国人が本邦において有する身分又は地位）一覧表

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成３１年４月１日から

（注２）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
（平成３０年１２月２５日閣議決定）

出典元：法務省 HP 掲載資料

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。